



**2026 ICU世界ジュニアチアリーディング選手権大会 日本代表**  
**2026 ICU世界チアリーディング選手権大会 日本代表**  
**【同意書】**

2026 ICU 世界ジュニアチアリーディング選手権大会・2026 ICU 世界チアリーディング選手権大会（以下、「本大会」という）日本代表として活動するにあたり、以下の内容を理解したうえで署名し、同意いたします。

**〈大会規則の遵守〉**

1. 本大会への参加に際し、大会主催者である International Cheer Union（以下「ICU」という。）が制定した実施要項（2026 ICU World Cheerleading Championships / 2026 ICU Junior World Cheerleading Championships General Information）を確認の上、ICU および一般社団法人日本スポーツチア&ダンス連盟（以下「連盟」という。）が設ける全ての規則・指示を遵守し、安全管理・健康管理に十分な注意を払い、大会に参加することを誓います。

**〈競技特性の理解と安全確保〉**

2. チアリーディングが怪我や病気等の危険を伴うものであることを十分理解し、2026 ICU World Cheerleading Championships / 2026 ICU Junior World Cheerleading Championships RULES & REGULATIONS に則ります。  
また、安全確保の観点から、以下の3点を遵守します。
  - ① 大会期間中、全てのチームは登録選手以外のチーム責任者または指導者の管理指導のもと行動すること。（チーム責任者または指導者1名（20歳以上）の帯同が必須）  
＜チーム責任者＞ 選手との兼任は不可。20歳以上であること。  
＜指導者＞ チーム責任者との兼任可。チーム責任者が他にいる場合に限り、選手との兼任は可。
  - ② 指導者はチームの技の向上に先立って、熟練した指導技術と知識が必要である。指導者は選手やチームに、技術レベルに適した演技内容を実践させる義務がある。
  - ③ 全てのチーム責任者は、チアリーディングやパフォーマンスチアが怪我のリスクを伴うスポーツであることを理解し、怪我人が出た場合に備えて緊急対応策を立て、確認しておくこと。
3. 本大会への参加に際し、連盟により参加者全員の海外旅行保険加入が義務づけられていることを理解し、要請があった場合には加入証券（写し）を提出します。
4. 常に、安全および衛生に関する規則、通達、指示等を厳守し、その予防に努めます。

**〈賠償責任および不可抗力等〉**

5. 競技中およびウォーミングアップ・リハーサル等（以下「付帯行事」という。）の開催中における天災などを含む不測の事態により、事故や怪我、感染症（者）との接触の可能性があることを認識しています。その際に生じたあらゆる身体および精神的傷害について、ICU および連盟に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の訴訟・賠償責任を問いません。
6. 天災または気象状況の悪化および感染症等の不可抗力（以下「不可抗力」という。）の事由によって、安全確保のために大会中止または競技内容変更があった場合において、大会参加のために要した諸経費（参加費を含む。）の支払請求を行わないことを承諾します。
7. 大会参加中の盗難や紛失については、自責・他責に関わらず、ICU・連盟・大会施設に対して一切の責任を問いません。

**〈倫理規範の遵守〉**

8. 連盟の倫理規範を確認し、遵守します。（倫理規範より一部抜粋した以下の遵守事項については、特に理解を深めること。）
  - (1) 法令等の遵守
    - 日本のみならず世界各国の文化や法令等を尊重し、社会規範や法規規範を遵守する。

(2) 人権尊重と差別の禁止

- 人権（人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利）を尊重し、いじめなどの人権侵害を行わない。
- 人種、皮膚の色、民族、種族、性別、国籍、出自、年齢、言語、障がい、性的指向、性自認、信条、宗教、政治、その他の事由を理由とする国家、個人、または集団に対する差別を行わない。

(3) ハラスメントの禁止

- セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、暴力、誹謗、中傷、暴言等のさまざまなハラスメントを行わない。
- ハラスメントを排除する環境作りに努める。

(4) アンチ・ドーピングの遵守

- このスポーツの公平性を守るために、世界ドーピング防止機構（WADA）、日本アンチ・ドーピング機構（JADA）の各規則を遵守する。
- 日頃よりアスリートとしての自覚や責任を持つと同時に、アスリートに求められる競技へのクリーン姿勢・フェアプレイ精神に則った行動をする。
- ドーピングを排除するよう行動し、また他者に強いない。

(5) 違法薬物や問題飲酒行動等の禁止

- 健康と安全を脅かす大麻、麻薬、覚せい剤等の違法薬物の譲受、譲渡、所持、使用しない。
- 風紀を乱す問題飲酒行動、飲酒運転、および未成年者の飲酒・喫煙等を行わない。
- 違法薬物や問題飲酒行動等を排除するよう行動し、また他者に強いない。

**〈社会的勢力との関係遮断〉**

9. 社会の秩序と安全を脅かす反社会的勢力および団体（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者を指す）に該当する者ではありません。また、反社会的勢力と関係しません。

**〈応急処置の承諾と負傷・死亡事故の補償範囲〉**

10. 競技中および付帯行事の開催中に負傷・疾病が生じた場合には、応急処置を受けることができます。但し、その処置の方法および結果に対して異議を唱えません。
11. 競技中および付帯行事の開催中に負傷し、後遺症が発生し、あるいは死亡した場合においても、個人に対する補償は大会派遣時に本人が契約している保険の範囲内であることを承諾します。

**〈肖像権及び個人情報の取り扱い〉**

12. 大会および付帯行事において、ICU・連盟若しくは連盟が認めた協賛企業・報道機関により撮影された画像・映像・作成された印刷物等に関しては、ICU・連盟若しくは連盟が認めた協賛企業に著作権があることを確認します。また、広報・マーケティング制作物（SNSを含む）、報道を目的とするメディア媒体等への利用を認めます。肖像権についてはICU および連盟に実施権を設定します。尚、ICU および連盟が認めないメディア媒体に無断掲載された場合は、一切の責任を連盟に問いません。
13. 大会参加および日本代表活動にあたり、連盟に提出または連盟若しくは連盟が認めた協賛企業・報道機関により撮影された画像・映像等に関しては、連盟若しくは連盟が認めた協賛企業による広報・マーケティング制作物（SNSを含む）、また報道を目的とするメディア媒体等への利用を認めます。肖像権については連盟に実施権を設定します。尚、連盟が認めないメディア媒体に無断掲載された場合は、一切の責任を連盟に問いません。
14. 連盟が個人情報（氏名、性別、生年月日、年齢、所属先、経歴等）および連絡先情報（メールアドレス等）、大会登録に必要な情報（パスポート番号等）、その他必要に応じた情報を取得し、大会への派遣手続きや連絡に利用することを認めます。なお、個人情報に限り省庁および報道機関へ情報提供することを認めます。

**〈体調不良・感染症等および怪我に関する事項〉**

15. 感染症等の影響により、大会開催の可否や運営方法・競技規則等に変更が生じる可能性があることを理解し、変更の場合にはその内容に従います。
16. 日本および米国政府が定める渡航に関する規定を遵守します。米国による日本からの渡航者・日本人に対するアメリカへの入国拒否の措置が取られた場合、あるいは不測の事態により渡航不可となった場合には、大会の不参加を受け入れます。

この場合、定められた取消料および取扱料金を支払います。

17. 個人の理由により、日本出国および米国入国が認められなかった場合、航空会社や現地手配・大会参加料金（ICU HOTEL PACKAGE/COMMUTER PACKAGE）で発生した取消料および取扱料金を支払います。
18. 大会および渡航中に感染する可能性があることを認識しています。感染した場合でも、所属チーム・連盟・ICU、旅行手配会社に対し一切責任を問いません。
19. ICUの判断により大会参加が認められない場合は、その裁定に従います。
20. 米国内で感染が判明した場合、当該当局の指示に従い、チーム責任者・指導者または保護者が責任者として対応にあたることを承服します。なお、当該責任者が対応に当たったかどうかにかかわらず、連盟に対し一切の責任を問いません。
21. 体調不良・感染症等および怪我に対してはチーム責任者・指導者または保護者が責任者として対応にあたることを承服します。なお、当該責任者が対応に当たったかどうかにかかわらず、連盟に対し一切の責任を問いません。
22. 体調不良・感染症等および怪我によって、ホテルの追加予約、フライト変更手配または保持している予約の権利放棄並びに新規手配、現地スタッフの追加手配などが必要となる場合があります。その場合には、別途発生する費用を支払います。

〈その他〉

23. 出発までに、2026年度日本スポーツチア&ダンス連盟のA会員登録した団体に所属する個人A会員（選手および帯同コーチ・チーム代表者）の登録手続きを完了します。
24. 本大会への参加および渡航中は、チーム責任者・指導者に、監督および対応責任があることを承服します。なお、当該責任者が対応に当たったかどうかにかかわらず、連盟に対し一切の責任を問いません。
25. 自団体の理由により代表を辞退した場合は、翌年の代表選考対象外団体となる可能性があることを承服します。
26. 日本代表に選出された際には、「日本代表選手の行動規範」および日本代表任期内（大会派遣終了まで）に提示される決定事項について理解し、内容を遵守いたします。但し12から14までは任期終了後も効力を有します。
27. 日本代表任期終了後も、競技普及等の観点から日本代表としての活動要請があった場合には、原則として可能な限り応じます。

本同意書について疑義が生じた場合は協議の上解決することを承諾します。

以上のことを理解し、同意したことを証するため、以下に署名します。

年 月 日

【親権者】 ※参加者が未成年（18歳未満）の場合のみ

住所 \_\_\_\_\_

署名 \_\_\_\_\_

【参加者】

住所 \_\_\_\_\_

署名 \_\_\_\_\_

行動規範



倫理規範

